

新			旧			補足
合併等申請項目	共通	選択	合併等申請項目	共通	選択	
1 組織形態の変更等の種類 ※該当するものを選択 合併(新設合併・吸収合併) 分割(新設分割・吸収分割) 事業譲渡 個人事業主の法人化(法人成り) 法人の個人事業化(個人成り) その他法人格の変動(組合の株式会社化、公益社団法人の組合化等)		○	1 組織形態の変更等の種類 ※該当するものを選択 合併(新設合併・吸収合併) 分割(新設分割・吸収分割) 事業譲渡 個人事業主の法人化(法人成り) 法人の個人事業化(個人成り) その他法人格の変動(組合の株式会社化、公益社団法人の組合化等)		○	
2 組織形態の変更等の年月日 組織形態の変更等の年月日		○	2 組織形態の変更等の年月日 組織形態の変更等の年月日		○	
3 組織形態の変更等前の事業者の構成 ※関係事業者ごとに記入 法人番号 本社住所 郵便番号 住所(都道府県) 住所(市区町村) 住所(町名番地等) 商号又は名称 商号又は名称(フリガナ) 商号又は名称 代表者 役職 氏名(フリガナ) 氏名 設立年月日 存続(有/無) 組織形態の変更等前の資格の有無(有/無) 登録している業種	○		3 組織形態の変更等前の事業者の構成 ※関係事業者ごとに記入 法人番号 本社住所 郵便番号 住所(都道府県) 住所(市区町村) 住所(町名番地等) 商号又は名称 商号又は名称(フリガナ) 商号又は名称 代表者 役職 氏名(フリガナ) 氏名 設立年月日 存続(有/無) 組織形態の変更等前の資格の有無(有/無) 登録している業種	○		
4 組織形態の変更等後の事業者の構成 ※関係事業者ごとに記入 法人番号 本社住所 郵便番号 住所(都道府県) 住所(市区町村) 住所(町名番地等) 商号又は名称 商号又は名称(フリガナ) 商号又は名称 代表者 役職 氏名(フリガナ) 氏名 組織形態の変更等後の資格(申請する/申請しない)	○		4 組織形態の変更等後の事業者の構成 ※関係事業者ごとに記入 法人番号 本社住所 郵便番号 住所(都道府県) 住所(市区町村) 住所(町名番地等) 商号又は名称 商号又は名称(フリガナ) 商号又は名称 代表者 役職 氏名(フリガナ) 氏名 組織形態の変更等後の資格(申請する/申請しない)	○		
5 合併時自己資本額明細 <合併を行い既申請内容に変更がある場合> 新設合併の場合 新設会社の資本金(登記上) ○ 消滅会社①の純資産合計一資本金 ○ 消滅会社②の純資産合計一資本金 ○ 新設会社の自己資本金の合計(上記の合計) ○ 吸収合併の場合 存続会社(合併前)の資本金(登記上) ○ 存続会社(合併後)の資本金(登記上) ○ 存続会社(合併前)の純資産の合計 ○ 消滅会社①の純資産の合計一資本金 ○ 消滅会社②の純資産の合計一資本金 ○ 存続会社(合併後)の自己資本金の合計 (=「存続会社(合併前)の純資産の合計」+「消滅会社①の自己資本金の合計一資本金」+「消滅会社②の自己資本金の合計一資本金」) ○			5 合併時自己資本額明細 <合併を行い既申請内容に変更がある場合> 新設合併の場合 新設会社の資本金(登記上) ○ 消滅会社①の純資産合計一資本金 ○ 消滅会社②の純資産合計一資本金 ○ 新設会社の自己資本金の合計(上記の合計) ○ 吸収合併の場合 存続会社(合併前)の資本金(登記上) ○ 存続会社(合併後)の資本金(登記上) ○ 存続会社(合併前)の純資産の合計 ○ 消滅会社①の純資産の合計一資本金 ○ 消滅会社②の純資産の合計一資本金 ○ 存続会社(合併後)の自己資本金の合計 (=「存続会社(合併前)の純資産の合計」+「消滅会社①の自己資本金の合計一資本金」+「消滅会社②の自己資本金の合計一資本金」) ○			

共通・選択合併等必要書類

新			旧			補足
合併等必要書類	共通	選択	合併等必要書類	共通	選択	
1 組織形態の変更等に係る契約書の写し (合併契約書の写し、分割契約書の写し、事業譲渡契約書の写し) ※合併、分割又は事業譲渡の場合に提出。	○		1 組織形態の変更等に係る契約書の写し ※合併、分割又は事業譲渡の場合に提出。	○		
2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		
3 株主総会議事録の写し (合併等の契約の承認に係る記載が確認できるもの)		○				・ 合併等の事実を証明する書類として、株主総会議事録の写しを求めているとの意見が多かったことから、選択必要書類として追加する。

※ 上記の申請項目及び必要書類のほか、新規申請であれば新規申請に係る申請項目及び必要書類、変更申請であれば変更申請に係る申請項目及び必要書類が必要となる。(建設工事の場合に建設業許可通知書や総合評価値通知書を追加すべきとの意見が多かったが、これらの必要書類は新規申請や変更申請の必要書類として既に設定されていることから、ここでは設定していない。)

(参考) 具体の申請事由の例

※ 「申請事由」、「事由の例」、「申請前の有資格者」及び「申請者」欄については、国の物品・役務等の統一資格に係る「申請書記入要項」(令和6年12月版)を参考に作成。  
 ※ 事由の例はあくまで一例であり、組織形態の変更等の態様は個別具体の事業ごとに多様であることから、組織形態の変更があった関係事業者は、それぞれの状況に応じて新規申請、変更申請又は取消届の方法により申請することとなる。

申請事由	事由の例	申請前の 入札参加資格 の有資格者	申請者	申請種別	必要書類(建設工事)	必要書類(測量・建設コンサルタント等)	
合併	新設合併	有資格のA社と有資格者のB社が合併し、C社を新設する場合(A社、B社が消滅会社となる場合)	A社 B社	A社 B社 C社	C社の新規申請	○ 新規申請に係る必要書類※ ※総合評価値通知書については、合併登記の日を審査基準日とするもの。 ○ 合併契約書の写し	○ 新規申請に係る必要書類 ○ 合併契約書の写し
					A・B社の取消届	○ 取消届に係る必要書類	○ 取消届に係る必要書類
	吸収合併①	無資格のA社が有資格のB社を吸収合併して新たに資格を取得する場合(B社は消滅会社となる場合)	B社	A社 B社	A社の新規申請	○ 新規申請に係る必要書類※ ※総合評価値通知書については、合併期日を審査基準日とするもの。合併期日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない場合は、合併前の関係事業者の直前の事業年度の終了する日を審査基準日とするもの。 ○ 合併契約書の写し	○ 新規申請に係る必要書類 ○ 合併契約書の写し
					B社の取消届	○ 取消届に係る必要書類	○ 取消届に係る必要書類
	吸収合併②	有資格のA社が有資格のB社を吸収合併して、A社の申請した情報に変更がある場合(B社は消滅会社となる場合)	A社 B社	A社 B社	A社の変更申請	○ 変更申請に係る必要書類 ○ 合併契約書の写し ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○ 変更申請に係る必要書類 ○ 合併契約書の写し ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
					A社の業種追加申請 ※業種の追加を希望する場合	○ 業種追加申請に係る必要書類	○ 業種追加申請に係る必要書類
				A社の再審査申請 ※等級の再審査を希望する場合	○ 再審査申請に係る必要書類※ ※総合評価値通知書については、合併期日を審査基準日とするもの。合併期日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない場合は、合併前の関係事業者の直前の事業年度の終了する日を審査基準日とするもの。	○ 再審査申請に係る必要書類	
				B社の取消届	○ 取消届に係る必要書類	○ 取消届に係る必要書類	
分割	新設分割	有資格のD社がE社とF社に新設分割され、新設するE社にD社の一部事業が引き継がれ、E社が新たに資格を取得する場合	D社	D社 E社	E社の新規申請	○ 新規申請に係る必要書類 ○ 分割契約書の写し	○ 新規申請に係る必要書類 ○ 分割契約書の写し
					D社の変更申請	○ 変更申請に係る必要書類 ○ 分割契約書の写し ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○ 変更申請に係る必要書類 ○ 分割契約書の写し ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
	吸収分割	有資格のD社がE社とF社に吸収分割され(D社は分割後も存続)、D社の申請した情報に変更がある場合	D社	D社	D社の再審査申請 ※等級の再審査を希望する場合	○ 再審査申請に係る必要書類※ ※総合評価値通知書については、分割登記の日を審査基準日とするもの。	○ 再審査申請に係る必要書類
					D社の変更申請	○ 変更申請に係る必要書類 ○ 分割契約書の写し ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○ 変更申請に係る必要書類 ○ 分割契約書の写し ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
事業譲渡	事業譲渡①	有資格のG社の事業が無資格のH社に事業譲渡され、H社が新たに資格を取得する場合	G社	G社 H社	H社の新規申請	○ 新規申請に係る必要書類 ○ 事業譲渡契約書の写し	○ 新規申請に係る必要書類 ○ 事業譲渡契約書の写し
					G社の変更申請 G社の再審査申請 ※等級の再審査を希望する場合	○ 変更申請時の必要書類 ○ 再審査申請に係る必要書類※ ※総合評価値通知書については、建設業の譲渡の契約上定められている譲渡の期日以降であって、譲渡を受けたことにより新たな経営実態が備わっていると認められる期日を審査基準日とするもの。上記を審査基準日とする経営事項審査を受審していない場合は、譲渡前の関係事業者の直前の事業年度の終了する日を審査基準日とするもの。 ○ 事業譲渡契約書の写し ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○ 変更申請時の必要書類 ○ 再審査申請に係る必要書類 ○ 事業譲渡契約書の写し
	事業譲渡②	有資格のG社の事業が有資格のH社に事業譲渡され、G社及びH社の申請した情報に変更がある場合	G社 H社	G社 H社	G社の変更申請	○ 変更申請時の必要書類 ○ 事業譲渡契約書の写し ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○ 変更申請時の必要書類 ○ 事業譲渡契約書の写し ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
					G社の再審査申請 ※等級の再審査を希望する場合	○ 再審査申請に係る必要書類※ ※総合評価値通知書については、建設業の譲渡の契約上定められている譲渡の期日以降であって、譲渡を受けたことにより新たな経営実態が備わっていると認められる期日を審査基準日とするもの。上記を審査基準日とする経営事項審査を受審していない場合は、譲渡前の関係事業者の事業年度終了の日で譲渡直前の日を審査基準日とするもの。	○ 再審査申請に係る必要書類
				H社の変更申請	○ 変更申請時の必要書類 ○ 事業譲渡契約書の写し ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○ 変更申請時の必要書類 ○ 事業譲渡契約書の写し ○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
				H社の再審査申請 ※等級の再審査を希望する場合	○ 再審査申請に係る必要書類※ ※総合評価値通知書については、建設業の譲渡の契約上定められている譲渡の期日以降であって、譲渡を受けたことにより新たな経営実態が備わっていると認められる期日を審査基準日とするもの。上記を審査基準日とする経営事項審査を受審していない場合は、譲渡前の関係事業者の事業年度終了の日で譲渡直前の日を審査基準日とするもの。	○ 再審査申請に係る必要書類	
個人事業主が法人化する 場合(個人→法人)	有資格の個人事業主K商店が法人化し、J社となる場合(個人の代表者と法人成りした代表者が同じ場合のみ対象)	K商店	J社 K商店	J社の新規申請 K商店の取消届	○ 新規申請に係る必要書類 ○ 取消届に係る必要書類	○ 新規申請に係る必要書類 ○ 取消届に係る必要書類	
法人が個人事業化する 場合(法人→個人)	有資格のM社が個人事業主L商店となる場合	M社	M社 L商店	L商店の新規申請 M社の取消届	○ 新規申請時の必要書類 ○ 取消届に係る必要書類	○ 新規申請時の必要書類 ○ 取消届に係る必要書類	
その他の法人格の変動 (①公益法人⇄株式会社、 ②組合⇄株式会社、 ③公益社団法人⇄組合等)	有資格のO社の法人格が変わる際に、O社の申請した情報に変更がある場合	O社	O社	<法人番号が変わる場合> 新法人O社の新規申請 旧法人O社の取消届 <法人番号が変わらない場合> O社の変更申請 O社の再審査申請(等級の再審査を希望する場合)	<法人番号が変わる場合> ○ 新規申請に係る必要書類 <法人番号が変わらない場合> ○ 変更申請に係る必要書類 ○ 再審査申請に係る必要書類	<法人番号が変わる場合> ○ 新規申請に係る必要書類 <法人番号が変わらない場合> ○ 変更申請に係る必要書類 ○ 再審査申請に係る必要書類	

○ 新規申請又は変更申請において、財務諸表の提出が必要な場合、組織形態の変更後の組織等の決算がある場合は当該決算に係るもの。当該変更後の組織等の決算がない場合は、変更前の関係事業者の決算(申請時直前のもの)に係るもの。